

群馬大学医学部附属病院医療業務安全管理委員会医療事故防止専門委員会内規

平成 16. 4. 1 制定
改正 平成 17. 4. 1 平成 17. 10. 11
平成 19. 3. 20 平成 20. 9. 9
平成 21. 4. 1 平成 26. 4. 1
平成 26. 12. 9 平成 27. 5. 1
平成 27. 7. 1

(設 置)

第1条 群馬大学医学部附属病院医療業務安全管理委員会(以下「安全管理委員会」という。)規程第9条の規定に基づき、医療事故の防止対策を審議するため、群馬大学医学部附属病院医療業務安全管理委員会医療事故防止専門委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 医療事故防止マニュアルに関する事。
- (2) 院内医療システム及び施設設備の点検等に関する事。
- (3) インシデント及びアクシデントに係る調査及び改善に関する事。
- (4) 医療事故防止のための資料収集に関する事。
- (5) 職員に対する医療事故防止の啓発及び研修に関する事。
- (6) その他医療事故防止対策に関する必要な事項

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医療の質・安全管理部長
- (2) ゼネラルリスクマネージャー
- (3) 診療科から選出された者 14人
- (4) 中央診療施設等から選出された者 7人
- (5) 薬剤部から選出された者 1人
- (6) 看護部から選出された者 5人
- (7) 医事課長

(任 期)

第4条 前条第3号から第6号までに掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 委員会は、原則として毎月1回開催するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(報 告)

第8条 委員長は、委員会の審議結果を安全管理委員会に報告しなければならない。

(事 務)

第9条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(雑 則)

第10条 この内規に定めるもののほか、医療事故の防止に関する必要な事項は、委員会が別に定める。

(内規の改廃)

第11条 この内規の改廃は、安全管理委員会の議を経て、病院長が行う。

この内規は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この内規は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この内規は、平成 26 年 12 月 9 日から施行する。

附 則
この内規は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則
この内規は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。